

国立公園における指定動物の選定について（報告）

環境省では、自然公園法第13条第3項第11号に基づき、国立公園、国立公園の特別地域において、捕獲の許可を要する動物の指定作業を進めている。

府内国立公園においては、生息する動物類に応じて各々の専門家の意見を聞いたうえで、次のとおり指定するよう環境省に要請している。

指定事務が順調に進めば、諸手続きを経た後、平成17年6月に指定告示がなされる予定。

自然公園法（抜粋）

第13条

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国立公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。

十一 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、または指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

1. 指定動物（案）

ギフチョウ（国：絶滅危惧Ⅱ類 府：絶滅危惧Ⅱ類）

オオムラサキ（国：準絶滅危惧 府：準絶滅危惧）

2. 該当国立公園

金剛生駒紀泉国立公園 明治の森箕面国立公園

3. 指定の理由

① ギフチョウにあつては、捕獲圧があり、規制を要する。オオムラサキにあつては、府内に広く分布するが、国立公園内の景観形成上重要な種であること。

② 他府県の国立公園、国立公園で指定動物となれば、規制の無い府内国立公園での捕獲圧が急激に高まること。

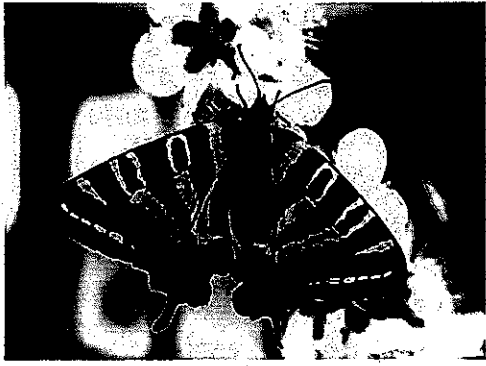

4. 許可運用の柔軟化

これまで同種の許可は、学術研究に限り研究機関や専門の研究者に限定して許可するのが通常であったが、必要に応じ、NPO団体、アマチュア研究者であっても調査結果を報告することを条件に許可する。


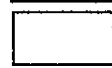




5. 府立自然公園との関連

国の指定作業状況をみながら、国立公園と同時期に指定種に選定、告示する予定

金剛生駒紀泉・明治の森箕面国定公園指定動物（案）

種名	ギフチョウ (アゲハチョウ科)	オオムラサキ (タテハチョウ科)
図		
国カテゴリー	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
府カテゴリー	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
分布	秋田県鳥海山麓～山口県	北海道西南部～九州
府内分布	北摂山系 葛城～金剛山系	低山地～山地に生息 北部にやや多い
出現時期	3月下旬～4月下旬	6月～7月
開張長さ	50～55mm	45～70mm
採餌植物	幼虫：ヒメカンアオイ、ミヤコアオイ 成虫：カタクリ、スマレ類、サクラ類の花蜜	幼虫：エノキの葉 成虫：クヌギ、コナラの樹液、腐果など
生態	年に1回発生。日本固有のチョウ。 成虫は、明るい林内を好み、午前中に活動し、山頂部や稜線部で集合離散を繰り返しながら交尾、産卵を行う。 採餌植物の葉の裏側に産卵。幼虫は、その葉を食べながら初夏に岩や木の幹、落ち葉の下で繭となりそのまま越冬、春に羽化。	年に1回発生。オスは、羽の表が青紫色に輝き大変美しい。 夏の雑木林でグライダーのように滑空。カブトムシやクワガタムシに混じって樹液を吸う。7月～8月頃エノキに産卵。幼虫はその葉を食べ、落葉とともに木を降り、根元の落ち葉の中で越冬。4月頃、木に登り、たくさんの葉を食べ、6月頃繭になりその後羽化。
採餌植物 規制状況	国定公園指定植物：ヒメカンアオイ ミヤコアオイ カタクリ 府立自然公園指定植物：ミヤコアオイ カタクリ	
特記事項	地域間個体差が有り、マニア等による採集の対象となっている。 大和葛城山では、(財)大阪みどりのトラスト協会が能勢町歌垣山では、地元のボランティア団体が保全活動を行っている。	地域間個体差が有り、マニア等による採集の対象となっている。 日本を代表する蝶として昭和32年日本昆虫学会において国蝶に指定される。

ギフチョウ

-  ギフチョウ
-  市町村界
-  3次メッシュ大阪府
-  自然公園地域
-  国定公園
-  府立自然公園

